

第3章 紛争とその後の変化

第1節 改革への模索

1969(昭和44)年度の新学期は、教養・法文・工学・薬学・教育の5学部においてストライキが続行されていた中で開始された。同年4月15日、スト中の5学部学生と生活協同組合の6者代表が大学側に公開交渉を申し入れたが、大学側はこれに応じなかった。

こうした中、大学側は4月22日付で熊本大学学長事務取扱忽那将愛名による「熊本大学生諸君へ(Ⅰ)」との文書を配付した。その声明文は次のようなものである。

今回の熊本大学における問題は、生協問題に端を発したものであるが、現在学生諸君が問いかけているのは、大学の管理・運営ならびに学生の地位、ひいてはその根底となる大学の理念そのものであると理解する。よって下記のごとくこの問題に対する大学の姿勢をこゝに表明し、なおこれに関する大学の見解については、後日その詳細を表明する所存である。

記

大学改革については多くの大学において検討が進められていることは周知のとおりであり、本学においても熊本大学改革準備委員会を発足させ、従来の大学のあり方に対して率直に反省しこれまでの制度や慣行にとらわれず、主体的に大学の改革にむかって最善の努力をばらう決意である。(以下略)

このように、大学側も本格的な改革に乗り出す決意を示した。

1 熊本大学改革準備会の設置

これに基づき同年6月9日、学長事務取扱の諮問機関として「熊本大学改革準備会」が発足した。この改革準備会は、同時に発足した各学部の「あり方委員会」から選ばれた委員で構成され、第1回委員会において委員長に野村茂医学部教授が選ばれた。同月16日の第2回委員会から取扱事項について討議を開始し、毎週火曜日を定例開催日とすることが決まった。

これに対して「忽那体制の傀儡」とみなす学生が反発し、大学執行部に批判的であった法文・教育・理の3学部が代表委員派遣を一時拒否する態度に出たが¹、8月末には全委員が一応出揃い議論が始まった。

大学改革に関する各部局の委員会の構成は以下のとおりであった。

- ・法文学部大学制度検討委員会：委員長、法学科3名、その他の学科各1名の計7名
- ・教育学部改革委員会：委員長、副委員長、教授3名、助教授・講師・助手から5名
- ・理学部改革準備委員会：教授・助教授・講師・助手の各層から2名、事務官3名
- ・医学部あり方検討委員会：教授委員、助講会、助手会、研究員による23名(学部生、大学院生の参加を希望したが参加者なし)
- ・薬学部改革調査研究会：教授・助教授・助手各2名、教務員・事務職員各2名、大学院生2名、学部学生6名の計18名

- ・工学部改革準備会：教官12名、職員4名の計16名
- ・教養部改革準備会：教授・助教授・講師・助手・事務官の各層から各2名の計10名
- ・体質医学研究所あり方検討委員会：教授・助教授・助手各3名、研究員・副手代表1名、大学院生1名、事務長1名の計12名
- ・医学部附属病院あり方委員会：臨床関係教官及び無給医、学生、薬剤部、看護部、事務部、附属学校の職員及び学生等病院構成員の全分野から選出された29名

以上の各部局委員会の代表により構成された準備会では、その発足時から委員会の性格や権限をめぐる大学執行部との間で見解の相違が生じた。執行部は、同委員会はあくまで紛争に関知せず将来の大学のあり方を検討するものとして発足させたものであるとの見解であったが、この性格付けに対しては、教官側から問題のすりかえとの批判がなされた。

それでも準備会は9月までに13回の会議を開き、各学部における大学ないし学部改革の動向を把握するとともに準備会の活動方針を定め、全学的に取り上げるべき検討項目を列挙・整理した上で、大学改革について極めて重要な討議すべき問題点として以下の6点をまとめ、9月25日の第252回評議会において同会の大学改革に関する検討の方向についての説明を行った。

- ①大学の理念
- ②総合大学としての熊本大学
- ③熊本大学の機構と組織の現状と問題点
- ④熊本大学の意思決定と執行機関
- ⑤熊本大学の管理運営機構について
- ⑥大学構成員の地位と役割について

その後これらの項目について検討を加え、各項目ごとの検討草案を作成、そして答申案草稿作成の手順を経て、1970（昭和45）年2月12日に答申案を提出した。

この答申は、その後の本学改革の方向性を決める重要なものとなった。答申の全文は『熊本大学三十年史』²に掲載されているため、この本稿にはその要点のみを挙げる。

準備会の答申は、大きく「大学の組織と運営」及び「大学における教育と研究」の2つを課題として、大学の現状を分析し問題点を取り上げ、実現可能な改革の方向を検討してきたとした上で、

- 本学の教育と研究においては、学科目制と講座制の長所をそれぞれのシステムにどう取り入れるのかを考えるべきであろう。そして、学部の機能を発揮するには、現在本学において極めて不十分である全学共同施設の充実を図る必要がある。
- 大学院の整備は学内機関中最も遅れている。これを真に充実した教育と研究の場にするには、大学院独自の教官組織を定め、大学院課程の教育の責任体制を明らかにする必要がある。本学には4つの研究科があり、それぞれに対応する学部が存在するが、歴史的な従来の学部区分にとらわれずに教育と研究を行う方針が取られ、それが正しく運用されるなら、境界領域や新分野の教育・研究に貢献出来る。
- 戦後の教育改革の核心をなすのは一般教育の重視であり、その意図するものは正しかったが、現実面には数多くの問題点があることが認められる。現行では教養課程と専門課程とが有機的に編成されていない。更に学生数が急増したため、教育施設と教官定員の極度の不足をきたしている。この弊害を除去する方策を全学的立場から講じる必要がある。

- 大学付置機関として体質医学研究所と養護教諭養成所がある。体質医学研究所は医学部との教育と研究のあり方、大学院との関連、大学全体の管理運営への参与の形式を検討することが望まれる。養護教諭養成所については、教育内容及び修業年限、卒業生の就職に関して、教育学部の養護教員養成課程、同特別教科（看護）教員養成課程との関連において問題があり、将来保健学科への改組を検討してもよい。
- 学部附属機関として附属病院、附属学校、工学研究機器センター、臨海実験所があるが、附属病院は大学における病院のあり方として、医学部から分離して一部局とするか、さらにはこれを学内機関とするか、学外機関とするか専門委員会で検討すべきとしている。なお、医療従事者の養成機関として、医学部に看護学校、助産婦学校、衛生検査技師学校、診療放射線技師学校があるが、これらの4校にリハビリテーション部門を加え、医療短期大学への統合が望ましい。
工学研究機器センターは整備充実を図るとともに他学部との共同利用について検討されるべきである。臨海実験所は、学内外の研究者や学生の利用価値が大きく、内海に接する地理的特徴を活かして整備されることが望ましい。
- 総合大学の機能を十分発揮するためには、大学に意思決定と執行機関の効率的な活動が要請されるが、改革の方向としては、第一に、原則として評議会は大学の意思の形成と全学の総意調整の機関としての機能を制度上明確にすること。第二に、評議員の選出方法の改革を検討すること。第三に、評議会の審議事項を整理し、重要なもののみを取り上げ、評議会を実質的審議の場とすること。第四に、評議会の下に常設又は臨時の小委員会をおく必要があるが、その機能を明確にすること。第五に、評議会の広報体制を整備充実させること。第六に、評議会及び小委員会の構成員に教授以外の教官を含めるかいなかを検討する。
- 学長の選考について、検討が必要な点としては、第一には、被選挙人、特に学外適任者の推薦について、第二には構成員の学長選考への参加の範囲の拡大の検討とそれに伴う参加方式、第三に選考の手続き、選挙における得票算定方式、選考時期、任期などがある。学長選考方式の改革は、すみやかに専門委員会を設置して具体的検討がなされ、規則化されることが強く望まれる。
学部長の選考には、学部の構成員の総意が反映されることが望ましい。したがって、学長選考の場合と同様、構成員の参加については拡大の方向で検討されるべきであろう。
- 大学間格差、旧帝大との予算規模などを縮めるのではなく、特色ある大学として個性をもつことによって対処すべきである。

この答申を受け、各学部に対して答申に対する意見が求められた。法文・教育及び教養部は無回答であったが、理学部から、改革案は概ね至当、今後の改革は十分に教官の意思が反映することが望ましいとの（2月24日）、工学部からは、検討期間が短く十分な検討が加えられなかったが、実行を急ぐべきとの回答（2月25日）があった。医学部は、答申の結論は実際の活動を改革委員会に引き継ぐことになっており、それが妥当であろうが、その時期はもう少し早くてもよかったのではないかと（2月25日）、附属病院は病院長の個人的意見として、病院の位置づけについて議論が必要（2月23日）と要望した。また、体質医学研究所は改革委員会の発足を期待するとし、改革準備会には研究所から委員が参加しなかったが、改革委員会には委員として参加を求めるという回答（2月23日）があった。

1970（昭和45）年2月26日の第262回評議会において、六反田藤吉学長は、熊本大学改革

準備会の答申について各部局からの意見を聴取したが、医学部・理学部・工学部・体質医学研究所・附属病院から早急に「熊本大学改革委員会」を設置すべきであるという意見が出されたためこれを設置し、その構成等については第一部会で検討したいと提案し、了承された。

2 熊本大学改革委員会の活動

評議会第一部会において検討された「熊本大学改革委員会」に関する規則は、1970（昭和45）年4月25日に施行された。この委員会は、第2条において学長の諮問に応じて大学の改革に必要な事項を審議するものと規定され、各学部、教養部、体質医学研究所及び附属病院から選ばれた教官各1名と事務組織から構成するとされた。

「熊本大学改革委員会」は野村茂教授を委員長として同年6月1日に発足した。委員会は毎週金曜日を定例会議日とし、選挙制度と教育課程から本学の改革に向けた検討を開始した。

改革委員会では、まず準備会「答申」の取り扱いについて議論がなされた。これについては、改革委員会は答申の内容に規制・拘束されるのか、答申は単に改革についての問題提起、改革に関するたたき台にすぎないのであって、問題点の取捨選択は改革委員会に一任すべきといった意見が出された。

こうした意見の対立は見られたが、学長選考規則の改正を第1に取り上げることには異論がなかった。学長選考規則の改正は忽那元学長事務取扱の公約であったが、それまで議論が具体化することはなかった。この頃、体調を崩して約1ヵ月入院し、1970（昭和45）年7月11日に退院した後も自宅で静養中であった六反田学長から、8月8日の第272回評議会において、これ以上勤務を続けるのは健康上好ましくなく、できるだけ早く退官すべきという医師の助言もあり辞任したいとの申し出があった。このため、評議会は学部長の先任順により学長事務取扱を選出することに決め、黒田正巳工学部長が学長事務取扱に選出された（正式発令は8月31日付）。

六反田学長の辞任を受けて、学長選挙は11月10日午前10時から投票が行われることになった。しかし改革委員会は、問題の性質上、慎重に論議を尽くすべきとして学長選挙前に結論を出すことを避け、年内を目途として改革案答申の討議を進めることとなった。けれども、年内に意見の集約ができず、翌年7月の答申となった。そのため学長選挙は、従来の規則に則って実施された。

選挙には9名が立候補したため、1回で決まることはないと予想された。一方、選挙を阻止せんと全学共闘会議（全共闘）の学生約35人が投票所の1つである工学研究機器センターに押しかけた。大学側は投票に支障が出る恐れがあるとして県警に機動隊の出動を要請、午前10時30分に県警機動隊2個小隊70名が警備についた。選挙は黒田学長事務取扱と高野巽教養部長の決戦投票となり、黒田学長事務取扱が選出された。工学部長であった黒田学長事務取扱は、学部の意向を聞く必要があるとして就任の即答を避けたが、学部教授会の了解を得た上で12日に工学部長を辞任し、第5代学長に就任することを受諾した。

1970（昭和45）年12月14日に、「熊本大学改革委員会広報」第1号が刊行され、学長選考規則の改正とその問題点が示された。

当時の学長選挙は、各学部、及び教養部から各3名と体質医学研究所から1名の計22名

の教授で構成される推薦委員会が2回の投票を行って5名の学長候補適任者を選出し、これについて専任の教授、助教授及び講師が投票を行い、多数決によって当選者を決定するというものであり、この選考方式については、以下のような種々の問題が指摘されていた。

- ①有権者の範囲 1) 助手に選挙権が認められていない、2) 養護教諭養成所の教官の参加も制限されている、同じく、3) 附属学校教官の参加について、これを要望する声がある、4) 教官を除く職員の参加または、5) 学生の参加についても検討する時機が来ている。
- ②推薦委員会のあり方 1) 委員の資格が教授に限定されている、2) 候補適任者の推薦が委員に一任されている、3) 推薦委員が単記で投票する推薦の第2回投票（5名の候補者の選出）は票数が少ないため「票が読まれる」弊害がある。
- ③その他 学長退任後の処遇についての規定がなく、そのため壮年の学長を選ぶことが事実上不可能である。

このため委員会では、以上のような問題を整理した上で①の有権者の範囲について、学生の参加は結論を出さず今後の検討課題とする。養護教諭養成所の教官は学部教官に準じて扱う。附属学校教官は制度上養護教諭とは異なり、学部教官に準じて扱うのは問題がある。職員については教官層と果たすべき機能が異なるので、同等の資格での参加を考えることは現実的でない。助手を講師以上の教官と区別する理由は認めたいが、助手の数は学部間で不均衡であり（法文学部7、教育学部6、理学部・薬学部各9、教養部3に対し、医学部99、工学部35、体質医学研究所14、附属病院70）、助手に選挙権を拡大する方向と学部間のバランスを重視する方向とを調整することは極めて困難であるとの見解を示した。

②の選挙の段階と方式については、推薦段階では任意推薦と推薦委員会、単純直接選挙が、選挙段階では予備選挙と本選挙があるとし、この2つを組み合わせると6つの方式が考えられるとした。

また、改革委員会は同日付で、学長選考に関して①有権者の範囲、②選挙の段階と方式についてのアンケートを教職員に対して実施した。

このアンケート調査の結果を踏まえ、改革委員会は、1971（昭和46）年7月に「学長選考制度に関する答申」をまとめた。答申は、選挙権の範囲について他の国立大学43校に照会した結果を、最近における各国立大学の学長選考制度の改正状況として紹介した上で、アンケートの結果では、推薦委員会の拡大支持率が全学で45.2%、現有権者で66.3%に達していること、現行の本選挙の支持率は全学で9.5%、現有権者で15.6%にすぎないことを指摘して、「つまり現行の規則は、（1）推薦委の拡大、（2）本選挙の有権者の拡大という2点において改正されることが強く要望されている」³と結論づけた。

第2節 学内情勢の諸変化

黒田正巳学長が取り組んだ大きな課題は、複雑高度化した社会における社会人の再教育あるいは生涯学習の要請、また高等教育機関の大衆化による多様な資質をもつ学生のさまざまな要求に即応した教育内容と方法を備える必要があるとして第1期の改革委員会が答申した教育課程と教育体制の改革及び学長選考制度の改革であった。

学長選考規則の問題点は前節に見たように、助手、事務職員、附属学校教官をどのように位置づけるかにあった。改革委員会によるアンケート調査が行われている最中の1970（昭和45）年12月21日、医学部長から学長あてに、学部長第1次選挙に助手を参加させるために選考基準の改正を願いたいとの要望書が出された。この件について学長の諮問を受けた改革委員会は翌1971（昭和46）年1月28日、本学の学部長選考基準は、差し支えのない最小の範囲で、教育公務員特例法の趣旨に反しないことを考慮に入れて、学部長の裁量で選考を実施することが望ましいという見解を示した。これを受けて評議会は学部長選考規則の一部を改正し、「ただし、必要に応じ当該学部教授会の定めるところにより助手を加えることができる」という一文を追加した。こうして同年3月5日の医学部長第1次選挙は、改正された規則に基づいて実施された。

また、1971（昭和46）年4月30日に任期満了を迎える附属図書館長の選考方法についても議論され、協議会の選挙及び議を経ることとして同年3月18日の選挙において福井武弘工学部教授が再選された。

1970（昭和45）年2月12日に出された改革準備会答申は、教育課程と教育体制の改革について、全学的見地から本学の改革を推進するためには機構改革、人事、選挙制度等とともに入試制度、教育計画などを緊急に検討し、速やかに実施することを要する問題については専門委員会設置の必要があると提言していた。

熊本大学改革委員会は、この準備会答申で示された具体的問題、すなわち①大学教育のあり方、②本学における教育の方向、③本学における一般教育のあり方、④専門教育のあり方、⑤大学院教育、⑥卒業教育及び社会教育、⑦入学者選抜のあり方、⑧教育組織と体制、⑨教育施設などについての検討を進めた。とりわけ、全学的関心の高い一般教育課程については、「熊本大学改革委員会広報」第4号において「高等教育の多様化と大学像の諸類型」というテーマで取り上げ、中央教育審議会答申「教育改革のための基本的施策」、この答申に対する国立大学協会第一常置委員会「中教審『高等教育の改革に関する基本構想』に対する見解」、国立大学協会「大学問題に関する調査研究報告書」、そして東京大学研究・教育組織専門委員会「大学像の諸類型」（『改革フォーラム』NO.7）においてそれぞれ示された諸見解を紹介し、それらの問題点を指摘した。その中でも『改革フォーラム』NO.7で提示されている、「総合〔教育〕型」、の内容を挙げ、現在教養課程を担当している教授団はすべて再編された専門学部に吸収する（語学・体育のような共通科目は除く）こと、教養課程は〔相互くさび〕型を徹底すること、その編成のために全学的な委員会を作り学部教授団が〔教養課程を〕担当すること等の見解について、教養課程を担当する教授団を専門学部に吸収することは考えにくい、この主旨を活かすことは決して困難でなく、本学に最も参考となるものであると締めくくっていた⁴。

改革委員会の教育課程と教育体制の改革の答申で示された新制大学の顕著な特色の1つが一般教養に関する教育であるが、従来の教養課程における教育の問題点の1つとして、初年度において履修する科目に専門的な色彩が希薄なこともあり、入学時における学問への情熱と意欲を失う傾向にあるとの指摘があった。そのため専門教育を初年次から開始する必要がある、また、一般教育科目は全在学期間を通して履修されることが望ましいとする内容を受け、全学的教育委員会の設置と「くさび型」教育の導入については、1972（昭和47）年9月14日の第294回評議会において概ね各学部の賛成が得られた。これを受けて、

1973(昭和48)年3月に全学教育委員会が設置され、一般教養課程と専門課程の相互乗り入れを図る「くさび型教育」の検討が進められた。

学長選挙規則については、1971(昭和46)年10月28日開催の第285回評議会で第一部会に審議が付託され、1972(昭和47)年11月4日の第295回評議会において、第一部会長から以下のような報告がなされた。

- ①選考段階について、推薦委員会は6名の学長候補適任者を推薦する。
- ②学長の選考にあたり、第1次選挙において3名の学長候補適任者を選出、第2次選挙において学長候補当選者を決定する。
- ③推薦委員会は、各学部及び教養部の5名、研究所の2名の計37名の委員で構成する。
- ④有権者は、第1次選挙では学長、本学専任の教授、助教授、講師、助手、養護教諭養成所教官、附属学校教官及び教務職員とし、第2次選挙は学長、本学専任の教授、助教授、講師とする。

この原案に対し、医学部と体質医学研究所を除くその他の学部は賛成したが、医学部と体質医学研究所は第2次選挙に助手を参加させることを強く望み、第298回評議会において再度議論されることとなった。ここでは、助手は教育公務員特例法の準用職員であるので当然第2次選挙に参加させるべきであるという意見が出される一方、教育公務員特例法で定める大学職員でない者の参加が問題で、第一部会案を文部省に提出するとクレームがつくのではないかという意見も出された。これに対し学長は第一部会で問題点を検討してもらいたいと述べ、第一部会長は各委員の意見を聞いた上で検討するかどうか判断したいとの考えを示した。第一部会はその後も審議を重ねたが、意見がまとまらなかった。しかし、次期学長選挙を新しい選考規則で行うためには時間がないとして、1974(昭和49)年5月23日の第313回評議会において、学長選挙の有権者を拡大することが望ましいが、教育公務員特例法の範囲を逸脱するには全学の総意を得る必要があること、助手の参加については国立大学協会のレポートでも「学長選考過程に参加を認めるとしても選考の途中段階において複数の候補者の選出にだけ助手が参加する方式あたりにとどめるのが妥当と思われる」との見解があり、これが全国的・平均値的な考え方であることとして、学長選挙の有権者を、第1次選挙は学長、本学専任の教授、助教授、講師、助手(養護教諭養成所教官は含まない)とし、第2次選挙は学長、本学専任の教授、助教授、講師とする案を提出した。

この案は概ね了承されたが、慎重を期して各学部教授会での了解を得た方がよいということで、次回評議会までに各教授会の了承を得ることになった。そして同年7月1日の第314回評議会において各学部とも原案に積極的に反対しないとの立場が表明されたことにより、学長選挙規則が改正され、同年10月から適用されることとなった。

1 教職員の模索

熊本大学紛争は従来の大学管理運営の問題点を浮き彫りにした。すなわち、大学の大量化の事態に対応する管理運営組織や教育研究体制を築けないでいたという問題である。更に、大学が果たすべき機能は教育と研究であるが、大学の使命と機能は社会と無縁ではありえない。科学技術の発展が急速に進み、高度情報産業社会が到来するであろうといわれた時代、であるならば知識や情報の伝達システムが高度に発達し普及するであろうこと、

それに伴って教育制度や教育手段等も大きく変貌するであろうことが予測されていた。

この時代の大学は、進学人口の爆発的な増加に伴う大学の大衆化、国家的要請としての国際競争力増強のための実用的学術研究と専門家の養成、地域に開かれた大学であるべきという納税者としての立場からの批判といった社会的経済的要求に直面した。

改革準備会が「熊本大学の改革について」の答申をまとめた前後、大学のあるべき理念を追求するとともに、大学の近代的な管理運営組織と教育研究制度等の見直しを積極的に行うべきとの機運が理系学部を中心に高まっていた。

理学部では、1969（昭和44）年10月末に10名（うち事務職員3名）からなる学部改革準備委員会を発足させ、23回の討議を経た翌年6月に答申を取りまとめた。

工学部も16名（うち事務職員1名）からなる改革準備会が発足し、1969（昭和44）年12月27日に「研究・教育体制について（その1）講座制などについて」を、1970（昭和45）年1月30日に「管理、運営の組織について（その一）工学部の管理、運営の組織の問題点」（別冊参考資料 その一：職員の将来に対する希望調査について その二：熊本大学工学部における教室系職員の業務内容調査）及び「産学協同について—日本工業教育協会及び九州工業教育協会の見解に対する意見—」を、同年3月17日に「大学の理念」を、そして1971（昭和46）年3月6日には「学部長選考制度の改革について」の案を出した。

医学部においては、1969（昭和44）年2月に医学部のビジョンを検討する「あり方委員会」を設けてはどうかとの意見が出され、職能委員と教授委員によって更に検討された結果、5月28日に第1回のあり方検討委員会が開催された。委員の構成は、職能委員（医学部長・病院長・体研所長・分館長）、医学教育委員会（第1・第2・第3部会委員長）、選出委員は教授（基礎1・臨床1）、助講会（基礎2・臨床2）、助手層（基礎2・臨床2）の計17名であった。なお、委員会には学生の参加を予定していたが不参加であった。

委員会は毎週水曜日午後6時からの会議を答申の作成までに11回、これに委員会発足までの5回のあり方委員会準備会と臨時の小委員会を加え20回前後の討議が行われた。

こうして医学部あり方検討委員会は、1969（昭和44）年8月13日に「答申（その1）医学部の管理運営組織について」を、1970（昭和45）年3月に「答申（その2）学生の地位について」を、1971（昭和46）年1月に「答申（その3）医学部附属病院の機能と病院長選考制度について」を出した。また、附属病院においても附属病院あり方検討委員会が1970年7月に「答申案 その1 総合診療科試案について」を出した。

このほかの学部においても改革論議が行われたが、学部としての改革案をまとめるまでには至らなかった。

2 管理運営体制の改編

(1) 大学組織の管理と運営の改革

前項に挙げた工学部改革準備会の「管理、運営の組織について（その一）工学部の管理、運営の組織の問題点」では、大学紛争を通じて明らかになった学部の管理・運営組織の欠陥は次の3点に集約できるとされた。

- ①意思決定と情報伝達の非能率
- ②責任、権限の体系の不明確さ
- ③教授会メンバー以外の大学構成員の意見の意思決定と執行への反映のしにくさ

そしてこの3つの基本的な欠陥が象徴的に現れているのが教授会であると指摘した上で、学部及び大学院の意思決定と執行の最高責任者である学部長の問題に触れ、「学部長は学部及び大学院の意思決定と執行の最高責任者であり、評議会、協議会、部局長会議の構成員として大学の意思決定と執行に関与している。更に学部、大学院の教授をも兼ねる。このように学部長の職務は多岐に亘っており、責務は重大であるが、それにふさわしい権限が与えられているのであろうか。学部長の権限と責任の範囲を明確にすべきであらう」として、学部長の権限と責務を明確にすべきとした。更に学部長及び評議員の選出について、「学部長、評議員は大学の意思決定に直接関与し、学部長は執行に関する学部の最高責任者である。これらの職種は教育、研究に関することの他に管理的な性格が極めて強く、その決定は直接、間接に大学の全構成員に影響するところが大きい。その意味でこれらの職種に対する選出権を何らかの形で大学の全構成員に拡大するのが理想であらう」とし、具体的範囲を示さず有権者の拡大を図るべきとしていた。

同じく、理学部改革準備委員会の答申は、前言で「今日の社会における大学の位置を考えると、その組織、体質で社会に対し、又大学自体として、本来大学に課せられた役割を果たすことができるであろうか。ことに一地方大学としての熊本大学、更に観点を当り学部に限るとして、その中で教育と研究がvividに行われ、特色と魅力ある学部を形成していると言いうるであろうか。又学部の運営が構成員の総意を反映し、各人の納得のいく仕方で行われているであろうか」と指摘した上で、学部の運営及び教育・研究に関して改革すべき問題点として以下の8項目を挙げた。

- ①学部の意思形成及び決定
- ②研究科委員会
- ③カリキュラム
- ④教養部のあり方
- ⑤学部長、学長選挙
- ⑥教職課程
- ⑦教官人事
- ⑧教官の資格審査

このうち①については、学部の意思決定が教授及び若干の助教授・講師からなる教授会のみでなされているが、これは望ましいことではなく、学部の教職員全員が何らかの形で参加しうるようにすることが望ましいとし、会議の種類、有資格者の範囲、会議の責務、運営（事務の煩雑化、会議の非効率化、教育研究への障害をいかに防ぐか）、議題の選択、各種委員会（種類、責務、権限等を明確にする必要がある）、従来教授会が持っていた最終意思決定に対する「責任」とは何を意味するか、更に学部の意思決定に学生の意見や希望をどう反映させるかについて検討すべきとした。

一方、医学部あり方委員会の「答申（その1）医学部の管理運営組織について」においても、学部長及び教授会権限と責任が明確でないこと、特に学部長の専決事項の範囲が明らかでなく、その責任の大きさを考えると任期・選出方法等の検討が望まれること、教授会に対しても独善的で秘密主義であるとの批判があり、現状としては学部構成員の意思が必ずしも正当に反映されていないこと、また、教授会決定が学部構成員に周知徹底されておらず、情報の配分が不十分である点が指摘された。そしてその改革案として、第1に教授

会構成員の数と分布を現状より拡大すること、第2に教授会決定に至る前に、運営連絡会議において研究・教育などに関する重要事項を検討し、その意思形成を教授会審議にかける方法、第3に学部構成員の大部分（研究員・大学院生を含む）が参加する集会を定期的又は臨時に開いて各構成員の意思の反映を図るとともに、重要事項についての情報配分をすること、第4に各種委員会に教授以外の学部構成員を参加させてその意思を反映させる方法を挙げていた。

（2）学生参加の問題

大学紛争が続く中であって、学生の自治に関する問題も、各学部における改革の焦点の1つとなっていた。工学部では、1969（昭和44）年10月に工学部改革準備会が「学生自治会について」次のような見解をまとめた。

- ・自治会の意義 学生は単なる造営物利用者であるだけでなく、「大学社会」の中の自主性を持った重要な構成員である。

最近の大学は規模の拡大、学生数の増加と同時に、質的に大衆化の方向へも向かっている。このような大学であって、学生が自治組織を作り、学生間の意見等の交換や、学生集団としての意見の主張を行い、同時に学生集団としての責任の所在を明確にすることは、大学の機能をより効果的に発揮させる意義がある。

- ・自治会の目的 ①学生集団の自己統治及び大学構成員としての責任を分担すること、②学生集団としての意見を統一して大学等に主張すること、③学生間の理解や親睦を深めること

- ・自治会の組織と構成員 これらは学生自身によって決められるべきである。ただし、教官側の意見としては、学生には年齢や在学年数等に各階層があるため、これを単一の自治会として組織することは望ましくないとと言える。

大学紛争の最中で議論されてきたことの1つに学生の地位についてがあった。紛争以前においては、ややもすれば大学当局の一方的管理支配権に服する地位にあると捉える見方もあったが、そのような見方では健全な大学運営はできないことを大学紛争が実証した。

本学においても、学生をどう位置づけるかの検討を迫られることとなり、そのためにも、構成員の固有の権利と義務や大学内での地位を明確にする必要があった。

学生は、大学において制度的に保障された権利を有していなかったが、学生としてふさわしい教育を受ける権利と学問の自由を享有する権利を持つ。それを制度的に保障するものとして「学生参加」の問題が検討されなければならない—本学の各学部の改革委員会もこの点は共通していた。つまり、第1に学生の地位は大学という社会機関への入学が許可されて生じるものであり、第2に学生は教師の学識を信頼して学習するものであり、第3に学生は学園生活を通じて自立性を養い相互啓発を体験するとの立場から学生の自治と自立性を認める（「中央教育審議会答申」1969年5月）とした従来の認識ではなく、大学は教育と研究を目的として形成された社会であり、教官と学生とがそれぞれの立場に応じて固有の利害と権利を持ちつつ、全体として大学という社会を構成しているという考え方である。また、学生の権利には憲法上の「教育を受ける権利」も含まれており、このことは法理において在学期間是一種の在学契約期間となり、教官と学生との間には一方的な主従関係ではなく、研究を媒介とした独立した人格を前提とする人間関係を築くべきとの考えである。

このような学生観は、学生を教官の批判者として捉えることにも通じる。個人の意思表示はもちろん、大学構成員としての学生集団の理性的意思を発表する機会を十分に与えることは、今後の大学の自治のあり方にとって重要な役割を果たすことになると思われる。

もちろん、学内における学生個人の思想及び表現の自由は尊重されるべきである。しかし、大学は教育研究を目的とする社会であり、この目的のための大学の機能を阻害することはあってはならない。

なお、1969（昭和44）年5月の中央教育審議会答申においては、学生参加について「大学における学生の地位とその役割にかんがみ、その正当な要請を大学が適切に受け止めるための恒常的な体制を整え、全学的な意思疎通の道を開くとともに、学生の希望や意見を大学の意思形成の過程に取り入れ、大学の運営と教育、研究の活動を積極的に改善する契機とすることである」と述べている。この場合の学生参加は大学の管理運営に学生の意思を何らかの形で反映させる制度を指していると思われる。学生に対する事情聴取、アンケート調査等は従来から行われてきたものであるが、それを一歩踏み込んで、大学の管理運営の意思決定の形成過程に学生が直接参与する権利を有するとした。

しかし、学生が持ちうる大学の管理運営に対する責任の範囲は極めて限られている。一定年限のみ在学するため、管理運営に対する関心を持ち得ないことが多い。また、大学の管理運営の意思形成過程に学生の参加を認めるには、学生全体が民主主義のルールを守ること、学生集団が責任ある体制にあることが条件となる。

(3) 大学の社会活動

大学紛争は、大学に自らの存在意義や理念を社会に広く普及徹底させることが重要であるとの認識をもたらした。新しい時代の大学は、大学開放を進め、地域社会との結びつきを強めることが必要とされた。

紛争が続く中の1969（昭和44）年、社団法人日本工業教育会は、産学協同に関する問題について、次のような見解を表明した⁵。

A・教育面における産学協同

(a) 産業界が大学に協力するもの

- 1) アメリカで大学におけるCooperative educationと称するもので、大学における教育と産業界における実務の体験を交互に繰り返す制度
- 2) 修学中の休暇利用の実習
- 3) 教育改善に関する大学への資金、設備等の援助
- 4) 奨学資金による学生への援助
- 5) 大学へ産業界より講師派遣

(b) 大学が産業界に協力するもの

- 1) 技術者に対する昼間大学院の聴講制度
- 2) 夜間大学、夜間大学院の拡充
- 3) 大学内における産業界向け講座
- 4) 大学外における産業界向け講座

B・研究面における産学協同

- 1) 委託研究、共同研究
- 2) 大学への研究設備の寄付

- 3) 研究情報の相互利用
 - 4) 企業と大学との研究設備の寄付
 - 5) 大学の研究に対する産業界よりの奨励金制度等の設定
- C・文教政策における産学協同
- 1) 工学系技術者の充足について
 - 2) 大学と産業界との人材交流について
 - 3) 諸外国における工学系文教政策の調査研究
 - 4) 工学系大学の教育、研究に関する国庫補助政策の推進について

これに対する所見が求められた熊本大学工学部改革準備会は、この見解について議論を進めることとなり、東京大学が示した「大学が私企業、政府機関、財団等との間に一定の委託研究の契約を公式あるいは非公式に結び研究費の交付を受けて研究を行うこと」⁶との産学協同の定義に従い検討を重ねた。従来は、研究成果やデータの発表、あるいは研究の前提条件や結論が制約を受けたり、研究の内容はともかくとして大学での研究という権威を宣伝等に利用されるとの危惧があるとして、産学協同に慎重な態度をとる場面も見られた。しかし、資本主義社会にあっては、有用な工学的研究が資本の利益にならないものは皆無に近い。であるならば、産学協同の可否は社会の福祉や人類の幸福に結びつかないことこそ憂慮すべきことではないか、大学の研究が常に自主性と公開性を前提として行われかつ創造的成果が得られるとすれば、それが資本の利益に貢献しようとそうでなかりと差し支えないのではないかと考えに至った。

また、産業界から研究委託がなされるということは、工学的研究素材がしばしば大学外の社会や諸産業内の生産過程の中に潜在していること示している。このように工学と生産を担う産業界との関係はまさに車の両輪の如くであり、ここに産学協同の重要性があると判断した。このような議論を経て産学協同をより推進していくことになった本学では、1987(昭和62)年に熊本大学地域共同研究センターを設置、翌年に熊本大学産学官連携研究推進機構を発足させるなど産学官連携のための施策を実現していった⁷。

地域との結びつきという点においては医学部附属病院も、地域社会の診療センターとしての機能を果たしている面があり、地域社会の要望にどう応えていくかが問題であった。診療体制が今後ますます細分化され、より高度の専門性を必要としていく中で、この高度な診療体制が附属病院に最も期待されるという面を持つからである。このため附属病院では、総合診療科を設けることの長所と短所についての議論を開始した。

総合診療科の設置は、

- ①診療内容が緊密化し、同一患者が各科にまたがる数種の疾病を有する場合も、協調連絡が円滑となり、同一疾病で各科が取り扱う場合に連携が強化され、どの科の診療が適当であるか診断不明の場合に効果をあげることができる。
- ②卒後研修を段階的課程に応じて分離し、おのおの個人の志望を明確にする選択の機会を与えるとともに、研修の初期から広い視野を持つ診療に従事できる。
- ③研究と教育、更に専門細分化診療の場が確保でき、総合診療科での経験を経て専門分野に進んだ医師に優れた臨床的見識を期待することができる。

といった長所があるが、附属病院の構造上の欠陥が生んだ無給医局員の身分と待遇の問題があった。それを別にしても、総合診療科の定員維持の方法、入院病床の分割と管理の間

題、病院内の医師だけではカバーできない、あるいは領域によっては弱い部門もあること、臨床の片手間の研究では不徹底であるので講座を確保する必要があるという指摘がなされた。

議論の結果、総合診療科の設置についてはこうした疑問や問題点があるが、附属病院の抱える問題を解消する可能性に満ちた解決策であるとの結論に達した。ただし、機構改革の急変は混乱を招くため漸進的に各科機能の総合の場として、例えば高血圧・胃がん・肥満など若干の疾病を抽出して、専門に治療する科を設けるなどして出発すべきとされた。こうして、1998（平成10）年に総合診療部が設置された。

文系学部においても、1973（昭和48）に法文学部の法学科を中心に、夏休み期間中に約2週間の公開講座を開講した。1975（昭和50）年には教養部が講座を開き、1978（昭和53）年からは教育学部が公開講座を開始した。

貴重な史料を所蔵している附属図書館では、1984（昭和59）年から毎年「特殊資料展並びに講演会」を開催して一般に公開しており、1991（平成3）年3月には「熊本大学附属図書館一般市民等利用要項」を定め、学外利用者の便宜を図った。また、本学が実施した「放送公開講座」のビデオテープや録音テープを整備し、受講者の再視聴センターとしての機能も果たした。さらに附属図書館が所蔵している多くの専門書は、こうした生涯学習機能の面に限らず、地域の人々や民間企業、学校などから必要とされていることから、1995（平成7）年10月から図書館のデータベース検索を可能とした。そして学内にとどまらず、公・私立大学や公共図書館等の機関との連携・協力を目指した取り組みが行われた。

3 学生の模索—学生自治組織の崩壊と再建

1970（昭和45）年8月に一応の収拾を見た熊大紛争は、その後も学生たちにいくつかの課題を残したが、その1つが自治会再建問題であった。本学の発足後、教育・法文・医学・薬学の各学部で自治会が組織されたが、その後、教育・法文では自然消滅の状態にあった。それが、紛争を契機に教養・教育・法文の3学部で自治会創設の動きが見られ、1962（昭和37）年末に学生大会が開かれるなど動きが活発化してきた。その後、学生側から自治会創設の要求が提出され、大学側と交渉が続けられた。

自治会について、学生側は、表現の自由、具体的には構内での立看板とビラ配付の自由、教室使用の自由、合格通知書への自治会会費納入依頼書の同封などを要求した。これに対し大学側は、原則的には憲法で保障された自由権は学内においてもこれを保障するとして、自治会については大学教育の目的に沿ったものであること、所属学生の総意を結集した団体であることの2点を基本とし、規約、選挙結果、執行部名簿の提出と2年次生の扱いについては学生の自主的決定にまかせるという条件を付した。

大学側は、交渉は公開を原則とし、求められれば1週間以内に応じること、その場合の交渉主体は必ずしも学長及び評議員である必要はなく、専門委員が望ましいという方針で臨むこととなったが、学生との交渉は合意に至らなかった。

この学生の自治活動は教育に関して認められるという見解は、中央教育審議会の「学園における学生の地位について」中間報告（草案）における「学生は、教育を受ける権利と義務を負う。学生は学ぶ者として大学の教育指導に従うべきであり、大学は学生の自主的な学習態度を尊重してその意見を聞くべきである」という立場と同一のものであった⁸。

課外活動については学生部が課外活動費を徴集して運用していたが、1972(昭和47)年にそれが中止になり、代わって父兄組織による課外活動助成会がその拠出した寄附金で運営され、文化部・体育会等の全学的団体からの要望に対し、予算の範囲内で援助することになった。しかし、文化部と体育会との摩擦もあって、学生部はこの制度を再検討した結果、「学生は自己の判断と責任において行動すべきであり、学生の団体も団体の責任において行動し、資金の調達やスポーツ災害についても学生自身が自ら解決すべきである」とした姿勢を助成会に申し入れた。このため助成会では、1986(昭和61)年度から助成を見送ることとなった。

(1) 文科系サークルの公認問題

熊大紛争後も、文化部会に所属するサークルは公認されていなかった。その公認をめぐるのは学生部と文化部役員会との間で交渉が重ねられたが、なかなか合意に至らなかった。その最大の争点はサークル員名簿の提出であり、この1点で数年にわたり交渉が決裂してきた。役員会側はこの名簿を大学側が乱用するのではないかと警戒し、サークル代表者名だけの提出にこだわったが、大学側はサークルに所属する全員の名簿を求めた。当時学内には学生会館の西側にサークルボックス棟があり、学生会館内に部室を持ついくつかのサークルもあった(当時29サークル)。折しも1982(昭和57)年1月4日にサークルボックス棟の一部が原因不明の火災で焼け、映画研究会や探検部など5サークルが焼け出された。老朽化していた建物の建て替えの必要性もあり、この公認問題に決着をつける決定をした大学側は、1985(昭和60)年1月から交渉を本格化させた。5月21日の交渉で大学側は、サークルボックス棟の建設の具体案を説明し使用形態案を提示した。文化部会は公認を受けたい、大学側は公認できるものは公認したいという姿勢で臨んだ交渉において、文化部会は、建物の老朽化、罹災サークルのボックス保障、活動場所の拡充という3点から名簿提出を承諾し一応の結着を見た。これを受けて、学生部では公認手続きを開始することになった。

(2) 学園祭

1968(昭和43)年までは、11月1日の開学記念日に「熊大祭」として学生による各種の催しが行われていた。しかし、大学紛争によって中止となった。1969(昭和44)年、学生側は、学園祭を「黒髪祭」として12月5日から7日まで開催したいと申し出た。評議会は、検討の結果ほぼ従来の学園祭であることとして、全学生が参加できるものであることを条件に許可した。ところが、熊大祭実行委員会の構成団体に大学が認めていない教養部自治会、文化部会、生協などが入っていたため、違反行為があるとして、正式の大学行事とは認められないとする決定をした。

黒髪祭は大学の認知を得ないままその後も毎年続けられたが、1976(昭和51)年の黒髪祭において未成年の飲酒、シンナー遊び、深夜に及ぶロックコンサートの騒音、危険な電気配線の問題、交通問題など、大学としては管理上看過できない問題も生じていた。このため1977(昭和52)年10月27日の第361回評議会で、従来のような黒髪祭は種々の問題点があり放置できないとして、学生部でどう対処するかを検討を行うこととなった。この年の11月17日から20日まで行われた黒髪祭では、職員の見回りなどもあって、昨年ほどの問題は起こらなかったが、終夜のロックコンサート、模擬店の夜遅くまでの営業、危険な電気配線が行われていた。この状態を放置できないと判断した学長は、同年12月20日の評議会

において、大学祭の日程及び実行委員会の性格について学生部で検討の上黒髪祭をどうするか審議したいと提案した。学生部では、大学の祭りとしてふさわしい学園祭となるよう指導強化に努力するという方針が立てられ、翌1978（昭和53）年度に学生部委員会課外活動部会と学生の間で話し合いがもたれた結果、同年度は11月1日から4日まで黒髪祭が開催されることで合意した。これ以降、黒髪祭については毎年実行委員会と学生部との話し合いが行われることになった。

黒髪祭は、その後1993（平成5）年を最後に幕を閉じた。この祭りは、大学からは公認されていない学生による自主運営・自主管理の催しであった。黒髪祭は、「黒髪＝告発」という主張を掲げ、他大学の学園祭とは性格を異にする面を持っていたが、一方で「飲み食いする祭り」という色彩も強かった。このようなあり方が時代や学生の意識の変化に対応できなくなり、実行委員会のスタッフ不足に悩まされるようになったこともあり、幕を閉じることになった。

黒髪祭が終了した年の11月末、当時1年生であった有志が学園祭を復活させたいと集まり「学園祭がんばろうね会」（通称G・G会）が結成された。週1回の会議と大学側との話し合いを重ね、翌1994（平成6）年1月に「学園祭実行委員会」が組織され、総合大学らしく全学規模でバラエティーに富んだ学園祭を目指す「熊粋祭」が同年から開始された。学園祭の名称は6月の第2回実行委員会総会で決定されたもので、熊本大学の粋な祭りを創ろうという意気込みと、いつの時代にあっても常に新しい湧水のように新しくあり続ける祭りとなるようにとの願いを込めて命名されたものである。

注

- 1 『熊本大学三十年史』（熊本大学、1980年）231ページ
- 2 『熊本大学三十年史』（熊本大学、1980年）232～241ページ
- 3 この答申の概要は『熊本大学改革委員会広報』第3号（1971年）に掲載されている。
- 4 「熊本大学改革委員会広報」第4号（1972年）5ページ
- 5 社団法人日本工業教育会「産学協同に関する見解」（1969年）
- 6 工学部改革準備会『産学協同について』（1970年）3ページ
- 7 産学官連携に関しては熊本大学地域共同研究センターから、また、イノベーション推進機構の設置までの歩みについては部局史編第4編第4章「イノベーション推進機構」を参照
- 8 文部省大臣官房総務課広報班「広報資料 学園における学生の地位について—中央教育審議会第24特別委員会中間報告草案・要約・解説等—」（1969年）